

(名称及び事務局)

第1条 本会は、○○○○（団体名）と称し、事務局は会長（代表）の定めるところに置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、〇〇〇〇〇（主な活動内容。例えば、環境美化の普及活動など）を通じて、豊かな生活をおくること（魅力あるまちづくりを市民自身で行うことなど）を目的とするとともに、会員相互の親睦と交流を図り、次の事業を行う。

※目的及び事業が一番根幹的な部分です。何を目的（目標）として諸活動を行うのか、その目的なり事業内容が公益に寄与するものであって、そして継続的に活動が行われていくことが大切です。

(会員)

第3条 本会は、前条の目的及び事業の趣旨に賛同するものをもって組織する。

※この条で、会員になるために特に資格等がある場合にはそれを明記し、また入会や脱会の方法等を併記すると、更に良いでしょう

(役員)

第4条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長(代表) 1名 (2) 副会長(副代表) ○名
(3) 会計 ○名 (4) 監査 ○名

※役員の種類や人数は、その会の人員的あるいは活動の規模に応じて定めると良いでしょう。

第5条 役員の任期は〇年（通常2年位が多い）とし、再任は妨げない。ただし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(総会)

第6条 総会は年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、若しくは会員の3分の1以上から請求があったときは、臨時総会を開催する。

総会は、会員の総意を民主的に反映する機関として、次の事項を審議する。

- (1) 会則（又は規約）の改廃及び役員の選出
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定並びに事業報告、収支決算及び監査報告の承認
 - (3) その他の重要事項

※総会の成立事項（会員の出席率）や議長に誰があたるかなども、予め決めておくことが良いでしょう。

(役員会)

第7条 役員会は、会長（代表）が必要と認める都度これを招集する。

(經理)

第8条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年額（月額）〇円として、本会が指定する方法により納入するものとする。

3 本会の会計年度は、毎年〇月〇日（通常4月1日）にはじまり翌年〇月〇日（通常3月31日）に終る。

(その他の規定)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は役員会の議を経て、
会長（代表）が定める。

付 則

この会則は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。

〇〇年度事業収支予算（又は〇〇年度事業収支決算）

《収入》

単位：円

項目	〇〇年度予算額	前年度予算額	増減	備考
会費				月額〇〇円×12月×〇〇人分
寄付金				
イベント収益				バザー収益、イベントの参加費等
繰越金				前年度繰越金
その他				預金利子等
合計				

《支出》

単位：円

項目	〇〇年度予算額	前年度予算額	増減	備考
謝礼金				講師謝金 〇〇円×〇〇回分
事務費				事務用品、通信費等
会場費				会場費 〇〇円×〇〇回分
合計				

※決算報告では「〇〇年度予算額」を「当初予算」、「前年度予算額」を「決算額」に改めてください。

※備考欄には、「〇〇年度予算額」又は「決算額」の明細を記載してください。

共通事項

以上は、最低限必要と思われる「ひな形」ですが、個々の団体や会の実情に応じて創意工夫を凝らし、より良いものを作成してください。

特に収支予算の項目においては、その団体の活動や運営上の個性が出ると思いますので、役員や会員とよく相談をして決めてください。